

徳島県告示第五百八十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社 t s t y l e e	徳島市西二軒屋町二丁目三九番四 ヴィラ眉山A一六号室	ヘルパーステーション らんまん	徳島市西二軒屋町二丁目三九番四 ヴィラ眉山A二七号室	訪問介護	令和四年八月一日
社会福祉法人山城会	三好市山城町西宇一三二七番地四	山城会デイサービスセンター	三好市山城町西宇一三二五番地二	通所介護	同
調剤薬局マツダ有限公司	徳島市佐古三番町五番一三三号	調剤薬局マツダ沖浜店	徳島市沖浜二丁目二五二	居宅療養管理指導	同
社会医療法人 あいざと会	板野郡上板町佐藤塚字東二八八番地三	あいざと蔵本訪問看護ステーション	同 蔵本元町二丁目四〇	訪問看護	同